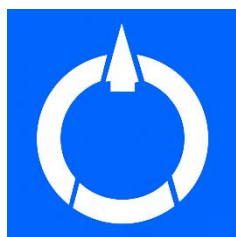


令和 8 年度 新潟県少年自然の家 要 覧



〒959-2602

新潟県胎内市乙 1503-166

TEL : 0254-46-2224

FAX : 0254-46-3070

HP : <https://niigata-shounensizen.jp/>

指定管理者：株式会社サンアメニティ

目 次

I 新潟県少年自然の家概要

1	名 称	1
2	所 在 地	1
3	施 設 の 目 的	1
4	沿 革	1
5	施 設 概 要	2
6	施 設 設 備	2
7	配 置 図	3

II 運 営 の 概 要

1	運 営 方 針	4
2	職 員 の 状 況	6
3	令和8年度主催 企画事業一覧	7

III 施 設 の 利 用

1	利用にあたって	8
2	利 用 料 金 等	8
3	施 設 案 内	10
4	基本生活時間	13

IV 施 設 の 利 用 状 況

1	利 用 状 況	15
2	令和7年度主催事業実施状況	19
3	利用者アンケート集計	20

- 新潟県少年自然の家条例
- 新潟県少年自然の家管理規則
- 新潟県少年自然の家使用規程

新潟県少年自然の家概要

1 名称

新潟県少年自然の家

2 所在地

〒959-2602 新潟県胎内市乙 1503-166

電話…0254-46-2224 FAX…0254-46-3070 URL <https://niigata-shounensizen.jp/>

3 施設の目的

新潟県少年自然の家は、砂丘が続く日本海に臨み、美しい赤松の天然林に囲まれた大自然の中にある、子どもたちのための青少年教育施設です。このすばらしい自然の中で、学校や家庭では得難い宿泊活動、野外活動、創作活動などの体験活動を通して、豊かな情操や社会性を養い、心身ともに健全な子どもたちの育成を図ることを目的としています。

4 沿革

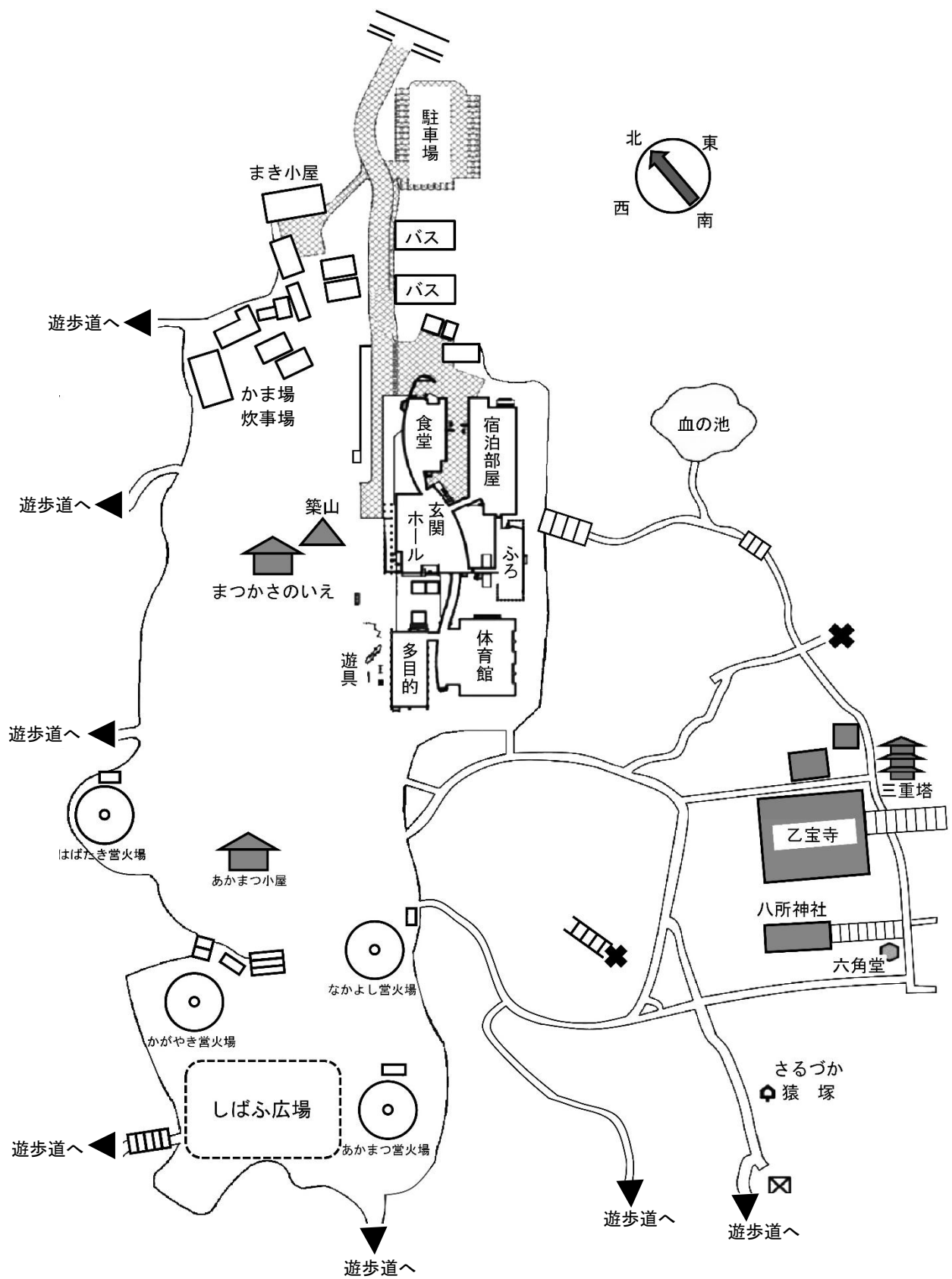
昭和	46. 3	第2次総合教育計画において、建設を計画
	8. 13	新潟県少年自然の家建設準備委員会発足
	47. 2. 22	建設地北蒲原郡中条町乙に決定
	9. 29	起工式挙行
	6. 20	新潟県知事と中条町長との間に土地使用貸借契約締結
	48. 8. 1	新潟県少年自然の家開所
		〃 条例施行
	8. 21	開所式挙行
	9. 1	公用開始
	49. 7. 19	テント泊利用開始
	53. 2. 1	少年自然の家所報「あかまつ」創刊号発刊
	56. 2. 27	新しい活動内容「スキー」新規実施
	57. 5. 1	新しい活動内容「海洋スポーツ」新規実施
	58. 8. 21	開所10周年記念式典実施
	61. 11. 13	新潟県少年自然の家後援会発足
	62. 3. 10	少年自然の家「後援会報」創刊号発刊
	62. 8. 30	開所以来延べ利用人数50万人達成する
平成	2. 5. 28	海洋スポーツ等の送迎にマイクロバスを導入
	3. 4. 12	乙中学校生徒による奉仕活動実施（松葉かき、以後毎年実施）
	5. 10. 17	創立20周年記念式典挙行
		20周年記念事業
		・施設、設備の充実
		海洋スポーツ用施設設備（カヌー30艇、艇庫の建設）
		野外調理場、アスレチックなど増設
		大型バス1台、バス車庫整備など
		・記念式典、記念誌の発行
	6. 3. 29	カヌー艇庫完成
令和	12. 8. 2	日本ボーイスカウト日本海大会開催
	14. 6. 13	延べ利用人数100万人達成、記念式典挙行、記念植樹
	16. 12. 26	全宿泊室を木製ベッドに改修
	16. 5. 25	野外食事用テーブル・椅子新設（10組）
	19. 1. 20	玄関前大看板設置（2カ所）
	23. 10. 6	宿泊棟二階エアコン設置
	24. 5. 18	宿泊棟一階エアコン設置
	26. 7 ～ 27. 3	建造物耐震診断施工（業務委託）
	27. 9. 25	少年自然の家の建て替えについて報道発表
	28. 2 ～	新施設建て替えの基本設計開始
	28. 12. 20	新規プログラム「スノーシュー体験」開始
	29. 3. 24	救助艇（レスキューボート）、船外機の新規配備
	29. 7. 4	延べ利用人数150万人達成、記念式典挙行、記念植樹
	30. 3. 13	野外活動支援棟竣工
	31. 3	新施設竣工
	31. 4. 13	新潟県少年自然の家開所式典挙行
	3. 7. 5	芝生広場オープン
	3. 7. 7	延べ利用人数160万人達成、記念式典挙行、記念植樹
	5. 10. 21	創立50周年記念式典挙行
令和		・記念式典 ・記念植樹
	7. 4. 1	指定管理者制度による管理運営を開始

5 施設概要

- (1) 敷地面積 施設及び周辺 134,911.00 m² (胎内市から借用)
 カヌー艇庫 583.20 m² (")
 遊歩道 5,064.00 m² (下越森林管理署から借用)
 芝生広場 3,500 m²
- (2) 建物面積 本館棟 6,244.94 m² (延床面積)
 野外活動支援棟 377.00 m² (")
- (3) 収容宿泊人員 宿泊棟 296 人

6 施設設備

種別	施 設	付 属 設 備 等
建 物	【管理棟】 1階 静養室 地域連携室 2階 大研修室(200名) 小研修室×3室(各50名)	※各階に多機能トイレあり ベッド2台 ホワイトボード ホワイトボード、マイク、プロジェクター ホワイトボード
	【宿泊棟】 1階 8人用 16室 20人用(36畳) 1室 リーダー室(8畳) 2室 多機能宿泊室 1室 2階 8人用 16室 20人用(36畳) 1室 リーダー室(8畳) 2室 控室 1室	2段ベッド － － バス、トイレ 2段ベッド － － 机・椅子
	【食堂棟】 1階 食堂(186席) 2階 和室研修室(18畳) 活動室(40名)	－ 長机、座布団
	【浴室棟】 1階 男性用 大・小浴室各1 女性用 大・小浴室各1 屋上 星空テラス	－ － 望遠鏡、双眼鏡
	【体育館】 ※更衣室、シャワー室あり	バスケットボール1面、バレーボール1面、バドミントン3面、ソフトテニス1面
	【多目的ホール】 ※活動スペース約330m ²	ホワイトボード、マイク
	【カヌー艇庫】	カヌー35艇、救助艇(6人乗レスキューボート)、船外機
	【野外活動支援棟(まつかさのいえ)】 1階 瓦敷き土間 2階 研修室×2室 収容各60名	※トイレは1階 － ホワイトボード
屋 外	駐車場	大型バス用6台、小型乗用車用60台
	営火場 野外炊さん場(屋根付き)	なかよし営火場、はばたき営火場、あかまつ営火場、かがやき営火場、かま36基、蛇口60口、野外炊さん用具
	遊歩道 芝生広場	オリエンテーリング用ポスト
そ の 他	テント(10人用×5張、6人用×20張) 釣り道具、グラウンド・ゴルフ道具、スキー(80台)、スノーシュー(80足) 利用者送迎用バス(32人乗り 1台)	



Ⅱ 運 営 の 概 要

1 運営方針

(1) 新潟県少年自然の家の設置目的

新潟県少年自然の家は、豊かな自然環境の中で、学校や家庭、地域では得難い自然体験や集団宿泊体験等をとおして、自然に親しむ心や畏敬の念を育て、豊かな情操や社会性・自主性を培い、心身ともに健全な子供の育成を図る青少年教育施設である。同時に、県民誰もが集い研修を深めることができる生涯学習推進の拠点施設である。

(2) 基本方針

1. 自然に親しむことと、団体生活を送ることで、青少年の健全な育成を図る

自然に触れる体験活動は、青少年に大きな感動をもたらせます。私たちは、自然への興味関心を引き出し、五感を使った直接体験を提供することで、青少年の生きる力や育成に寄与していきます。また団体生活を通して、コミュニケーション能力や豊かな人間性を育みます。

- ① 集団宿泊活動を通しての青少年育成事業
- ② 自然体験活動を通じての青少年育成事業
- ③ 様々な野外体験活動を通じての青少年育成事業
- ④ 食育を通しての青少年育成事業
- ⑤ 施設の特性を活かした受入事業の推進

2. 施設の特徴や新潟県の自然環境、文化などの特性を生かし、様々な事業を実施する

周辺地域の伝統文化等の貴重な文化・産業的な教育資源と地域の雄大な自然を「野外博物館＝フィールドミュージアム」と捉えた事業展開を行っていきます。その際、周辺自治体や周辺市町村の地域の団体、地域ボランティアと連携して地域と一体となった事業を実施していきます。

- ① 周辺地域の伝統文化に触れる企画事業
- ② 周辺の雄大な自然の活用した企画事業
- ③ 野外博物館＝フィールドミュージアムと捉えた企画事業
- ④ 利用者ニーズ、時代のニーズに応じた企画事業
- ⑤ 企画事業を県や地域からのコンセンサスに基づき実施

3. 関係する法令を厳守し、公の社会教育施設としてふさわしい運営を行う

公共施設を管理運営する上で、コンプライアンスの遵守は最重要事項です。私たちは、新潟県少年自然の家条例をはじめとした関係する法令を遵守し、公の社会教育施設の運営者としてふさわしい運営を行います。併せて関係する法令の研修を適宜行い、法令遵守意識を持続・高めていきます。

- ① 新潟県少年自然の家条例の遵守

- ② 施設設置目的の理解、公の施設運営者としての役割の理解
- ③ 労働基準法、個人情報保護法等関係する法令の遵守
- ④ 順法精神の醸成を図る教育研修の実施
- ⑤ 配属職員に対しての法令遵守に関する誓約書を締結

4. 利用者のニーズや時代の要請に対応した事業の充実と利用促進を図る

県内外の類似施設の調査・研究や全国青少年教育施設協議会への参加並びに国立青少年教育振興機構や自然体験活動推進協議会等への情報収集を行い、多様化する利用者ニーズや時代に応じたニーズの汲み取りを行います。併せて広報活動に力を入れ、新規・既存利用者の増加を図ります。

- ① 県内外の類似施設の調査・研究
- ② 全国青少年教育施設協議会への参加
- ③ 国立青少年教育振興機構等への情報収集活動
- ④ 多様化するニーズを取り入れた事業の開催及び施設運営
- ⑤ 新規顧客獲得、既存顧客リピート増を図った広報活動

5. 利用者が快適かつ安心安全に利用できるように、適切な対策・維持管理を実施する

各種関係法令を遵守し、総合ビルメンテナンス事業者としてのノウハウを発揮し、保全作業を実施します。日常的なメンテナンスの実施とともに、修繕計画を策定し、計画的な修繕を実施します。緊急性のある修繕については利用者の安全安心を第一に考慮した修繕体制を継続します。

- ① 利用者の安全な活動の為の適切な維持管理・対策
- ② 維持管理関係法令順守、再委託業者の適切な管理
- ③ 利用者安全を第一にした適切な修繕
- ④ 危機管理マニュアルの作成と緊急時の速やかな対応
- ⑤ 定期的な訓練の実施

6. 効果的・効率的な施設管理運営

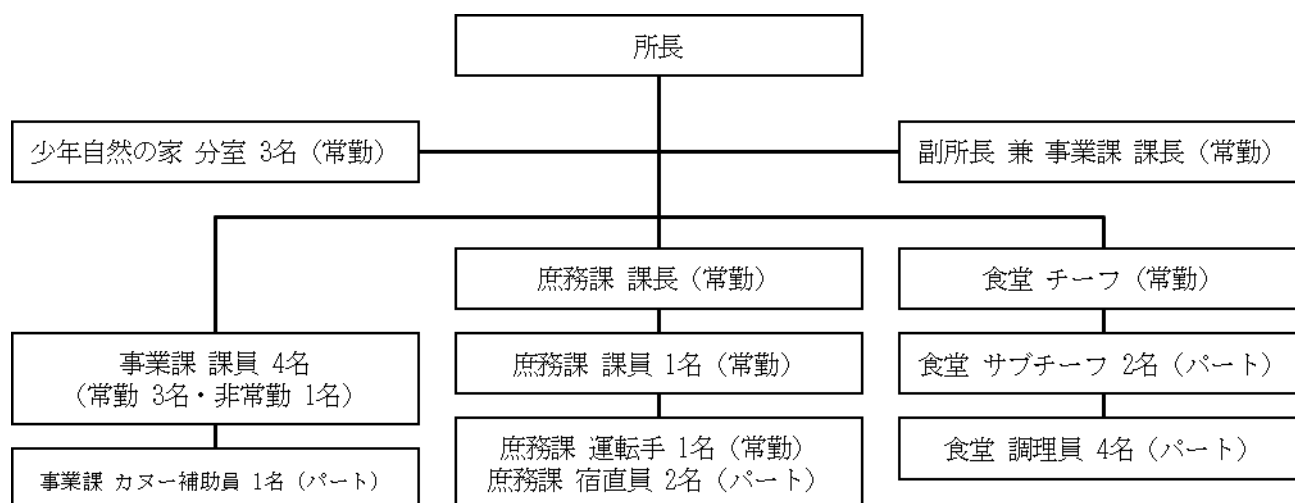
これまでの事業経験から蓄積した管理運営ノウハウに基づく徹底した効率化と、職員がそれぞれもっている知識と技術を活用する事により、予算執行状況を毎月チェックしながら適切なコスト管理を実施します。エネルギーコストの削減など過去データを分析し使用量削減に努めます。

- ① 職員による簡易修繕や予防保全
- ② 職員のマルチジョブ化による効率的な運営
- ③ PPS 事業者を活用したエネルギー削減策
- ④ 燃料購入を入札し、費用の圧縮
- ⑤ 全社のスケールメリットを活かした物品購入

2 職員の状況

(1) 施設スタッフ

2026年4月1日現在



(2) 事務分掌

ア 庶務課

- ア) 課の総括に関する事項
- イ) 所の経理に関する事項
- ウ) 施設及び設備等の維持管理に関する事項
- エ) 備品等の管理に関する事項
- オ) 公用自動車の運転及び維持管理に関する事項
- カ) 集計、統計に関する事項

イ 事業課

- ア) 課の総括に関する事項
- イ) 受入事業に関する事項
- ウ) 体験活動等の指導に関する事項
- エ) 県主催、企画事業に関する事項
- オ) 環境整備、日常的業務に関する事項
- カ) 広報に関する事項
- キ) 渉外に関する事項

令和8（2026）年度 新潟県少年自然の家 主催・企画事業一覧

事業名		日付		内容	対象・定員	場所		
利用団体 引率指導者研修会	1	4/21(火)		施設を効果的かつスムーズに利用いただくため、活動の概要や実施時の注意点等について研修を行います。また、同日に利用する団体同士で利用施設の調整や動静の共有などを行います。	5/22～6/22 利用団体	-		
	2	5/12(火)			6/23～7/20 利用団体	-		
	3	5/19(火)			7/21～9/6 利用団体	-		
	4	6/22(月)			9/7～10/9 利用団体	-		
《県主催事業》 はつらつ体験塾	ミニ	5/9(土)		自然体験活動や宿泊体験をとおして、不登校・不登校傾向のある児童生徒の生きると、多様な学びの場に参加しようとする意欲を高めます。 《キャンプについて》 下記の3つのキャンプがあります。 ①ミニキャンプ 日帰りの日程で気軽に参加できます。大人（保護者や担任の先生、適応指導教室の先生等）も一緒に参加することができます。 ②FC（フレンドリーキャンプ） 参加者が人間関係を結んだり、深めたりできるようなプログラム内容で活動します。 ③CC（チャレンジキャンプ） 参加者が自主性・積極性を高められるようなプログラム内容で活動します。	『ミニキャンプ』 県内小中学生 20名程度＋大人 『FC・CC』 県内小中学生 30名程度	-		
	FC	6/13(土) ～14(日)				-		
	CC	7/11(土) ～12(日)				-		
	ミニ	8/22(土)				阿賀野市 五頭連峰 少年自然の家		
	ミニ	9/26(土)				国立妙高 青少年 自然の家		
	ミニ	11/14(土)				-		
	FC	12/12(土) ～13(日)				-		
CC	1/16(土) ～17(日)		-					
宿 泊	春だ！ ちびっこ大集合！		5/4(月) ～5/5(火)		春の自然環境を活かした様々な体験をとおして、体験活動の楽しさを五感を使って感じる機会とします。	3歳～小学2年生とその家族・グループ 30名程度	-	
	新潟ぼうけんクラブ Part1		7/25(土) ～7/26(日)		夏の自然環境を活かした様々な体験と、子ども達同士での活動をとおり、協調性、問題解決能力等の向上を図ります。	小学4年生～中学生 20名程度	-	
	Let's Interact！ たいない国際交流キャンプ		9/5(土) ～9/6(日)		中高生と留学生が異なる文化や習慣、言語等に触れ、様々な活動をとおり互いに理解し、学び合う機会とします。	中高生及び留学生 20名程度	-	
	会津の歴史を見に行こう ～新潟から学ぶ会津藩～		9/12(土) ～9/13(日)		会津地域の歴史文化や、新潟とのつながりについて、ゆかりの地を実際にめぐりながら楽しく学びます。	20名程度	福島県 会津自然の家	
	秋だ！ ちびっこ大集合！		10/24(土) ～10/25(日)		秋の自然環境を活かした様々な体験をとおして、体験活動の楽しさを五感を使って感じる機会とします。	3歳～小学2年生とその家族・グループ 30名程度	-	
	たいない歴史を巡る旅		11/7(土) ～11/8(日)		胎内市の歴史や文化を学び、体験することで胎内市の魅力を知る機会とします。	20名程度	-	
	新潟ぼうけんクラブ Part2		11/21(土) ～11/22(日)		秋の自然環境を活かした様々な体験と、子ども達同士での活動をとおり、協調性、問題解決能力等の向上を図ります。	小学4年生～中学生 20名程度	-	
	ウィンターフェスティバル in 胎内		1/30(土) ～1/31(日)		様々な雪の体験を行うとともに、集団活動をとおり、コミュニケーション能力、協調性等の向上を図ります。	小学3年生～中学生 20名程度	-	
	ちびっこ科学アーティスト		2/27(土) ～2/28(日)		身近なものを使った化学反応、物理現象に触れるとともに、子どもたちの独創性を引き出し、こだわって表現をするきっかけを提供します。	小学生以上の家族 グループ 30名程度	-	
	自然の家ってどんなところ？ みんなでお泊り体験会！		3/13(土) ～3/14(日)		普段気軽に利用できないご家族向けに、自然の家での宿泊や、様々なプログラムを体験する機会を提供します。	小学生以上の家族 グループ 20名程度	-	
	プログラム体験会 野外炊さん・カヌー体験		5/10(日)		自然の家でのプログラムである野外炊さんとカヌー活動を体験し、体験活動への理解と技術の習得を目指します。	高校生以上・一般 20名程度	-	
	夏、感じよう！ ～手作り風鈴・ハーバリウム～		7/19(日)		夏をテーマとした風鈴作り、ハーバリウム作りをとおして、自然物を用いた創作活動の楽しさ、有用性を学びます。	小学生以上の家族 グループ 20名程度	-	
	日 帰 り	家族でカヌーを楽しもう！ 水から感じる胎内の自然	1	8/8(土)	午前 午後 午前 午後	家族・グループごとにカヌー活動をとおした水上スポーツ、自然体験の良さや危険性を楽しく学びます。	小学4年生以上の家族・グループ 各部20名程度	胎内川 河口付近 カヌー艇庫
			2					
3								
4								
はじめての ファミリーデイキャンプ		9/27(日)		火のおこし方やテントの立て方、簡単なアウトドア料理など、初心者向けにキャンプの楽しみ方を学ぶ機会とし、自然の中での体験活動の有用性を楽しみながら学びます。	小学生以上の家族 グループ 20名程度	-		
第15回 所長杯グラウンド・ゴルフ大会		11/27(金)		グラウンドゴルフでの交流をとおして、健康増進を図るとともに親睦を深めます。	60名程度	-		
クリスマスを彩ろう！ ～スノードームとリース作り～		12/5(土)		リース作りやスノードーム作りをとおして、クリスマスの文化や歴史を楽しく学びます。	小学生以上の家族 グループ 20名程度	-		
手作りミニ門松で 新年を迎えよう！		12/19(土)		ミニ門松作りや正月文化についての講座等をとおして、日本の正月文化や歴史を楽しく学びます。	小学生以上の家族 グループ 20名程度	-		
自然の家でお正月 ～おもちゃつき・正月遊び～		1/10(日)		餅つきや様々な正月遊びをとおして、日本の正月文化や歴史を楽しく学びます。	小学生以上の家族 グループ 20名程度	-		
第16回 所長杯グラウンド・ゴルフ大会		2/5(金)		グラウンド・ゴルフでの交流をとおして、健康増進を図るとともに親睦を深めます。	60名程度	-		
キャンプ利用開放Day		10/10(土) ～10/12(月)		自然の家をキャンプ場として開放することで、施設や胎内市の魅力や、自然体験の良さを感じる機会とします。	各日6組程度	-		
スノーシュー体験Week		1/23(土) ～1/29(金)		スノーシューを用いた冬の自然環境の散策体験をとおして、雪を活かした体験活動の楽しさを学びます。	小学3年生以上 各日10名程度	-		
出前事業		随時 (6～9月を除く)		全年代を対象に様々なワークショップ、レクリエーション等の依頼をお受けします。自然の家のスタッフにお願いしたいことがありましたら、お気軽にご相談ください。				

Ⅲ 施 設 の 利 用

1 利用にあたって

(1) 利用できる人たち

- ア 幼児、児童、生徒、学生
- イ 青少年団体の団員
- ウ 教員
- エ 子ども会等青少年団体の指導者
- オ 社会教育における青少年の指導者
- カ 青少年の厚生、福祉、補導、教護等の従事者
- キ 少年自然の家が主催、企画する事業に参加する者
- ク そのほか、所長が適当と認めた者

(2) 休 所 日

- ア 年末年始(12月28日から翌年1月4日まで)
- イ 8月12日から8月15日まで
- ウ 12月7日から翌年3月1日までの月曜日(祝日を除く)
- エ 少年自然の家所長が必要と認めた日

2 利用料金

<施設利用料金一覧>

区分			利用料金
利 用 料 金	宿泊室 ※1人1泊につき	学齢に達しない者	680円
		小学生及び中学生	680円
		高校生等	680円
		その他	1,600円
	体育館	午前	1,010円
		午後	1,350円
		夜間	1,010円
		全日	2,600円
	多目的ホール	午前	650円
		午後	870円
		夜間	650円
		全日	1,670円
	大研修室	午前	660円
		午後	870円
		夜間	660円
		全日	1,680円
	中研修室	午前	450円
		午後	590円
		夜間	450円
		全日	1,140円
	小研修室	午前	320円
		午後	430円
		夜間	320円
		全日	820円
	和室研修室	午前	580円
		午後	770円
		夜間	580円
		全日	1,480円

区分			利用料金
利 用 料 金	工作室	午前	680円
		午後	900円
		夜間	680円
		全日	1,730円
	野外活動支援棟研修室	午前	320円
		午後	430円
		夜間	320円
		全日	820円
	キャンプ場	学齢に達しない者	220円
		小学生及び中学生	220円
		高校生等	220円
		その他	360円
	常設テント		1,720円

(1) 利用料金について

- ① 施設利用料金については、その他諸費と同様に請求いたします。
- ② 原則、利用日当日にお支払いとなります。支払い方法については、現金又は各種キャッシュレス決済が可能です。尚、請求書払いを希望される場合は、事前にご相談ください。
- ③ 使用の変更、取消しは、使用する日の15日前までに少年自然の家に届け出てください。取消しの届けがあった場合は、施設利用料金はいただきません。
- ④ 日帰りで使用する場合の使用時間は、午前9時から午後5時までです。

(2) 次の場合は、利用料金の全部が免除されます。

- ① 幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校が教育課程に基づく教育活動のために使用する場合
- ② 少年自然の家が主催、企画する事業に使用する場合
- ③ その他、指定管理者が特に必要と認めるときは、の全部又は一部を免除することができる。

(3) その他の活動に必要な経費は利用者の負担となります。

3 施設案内

少年自然の家 施設案内図

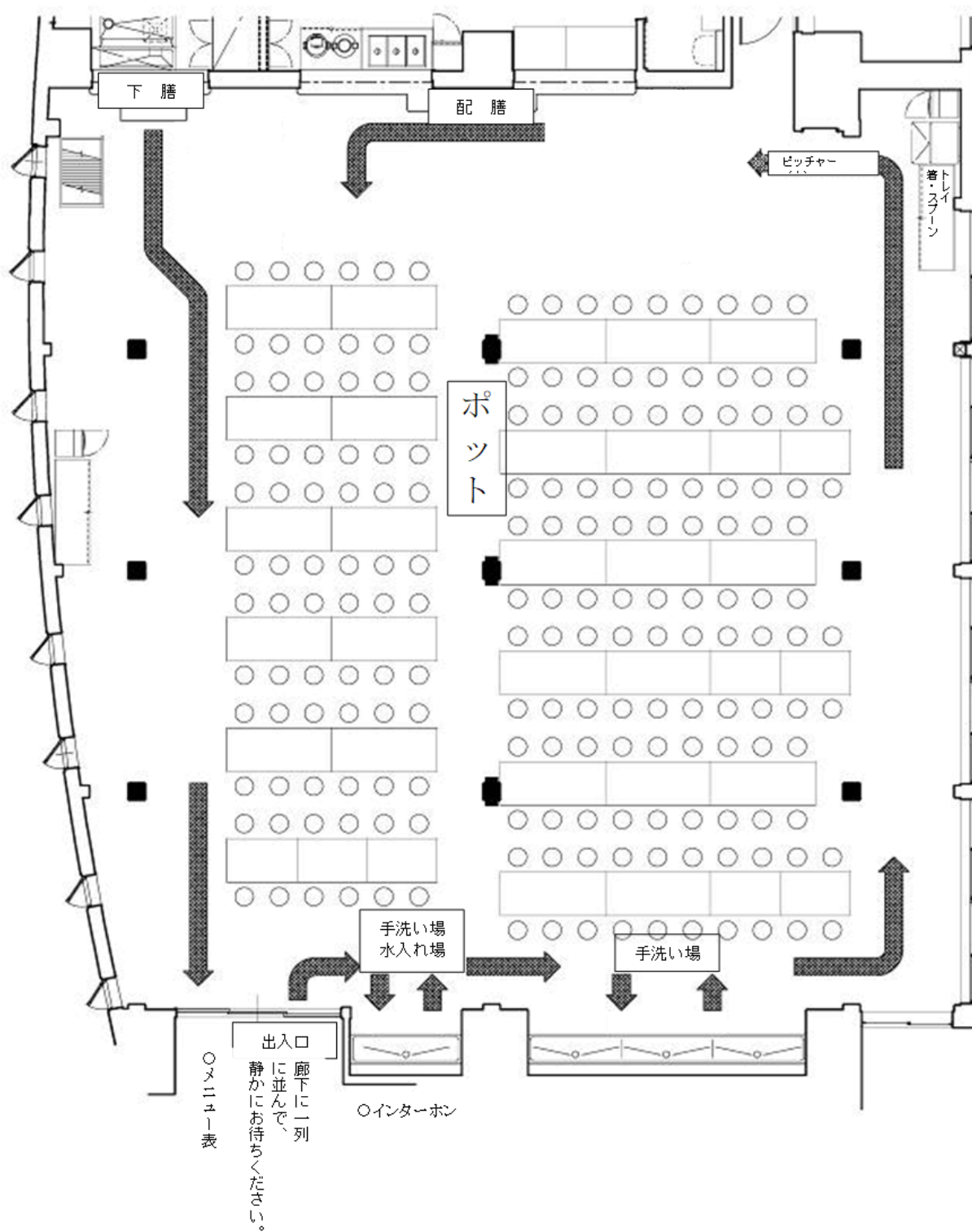


1 階

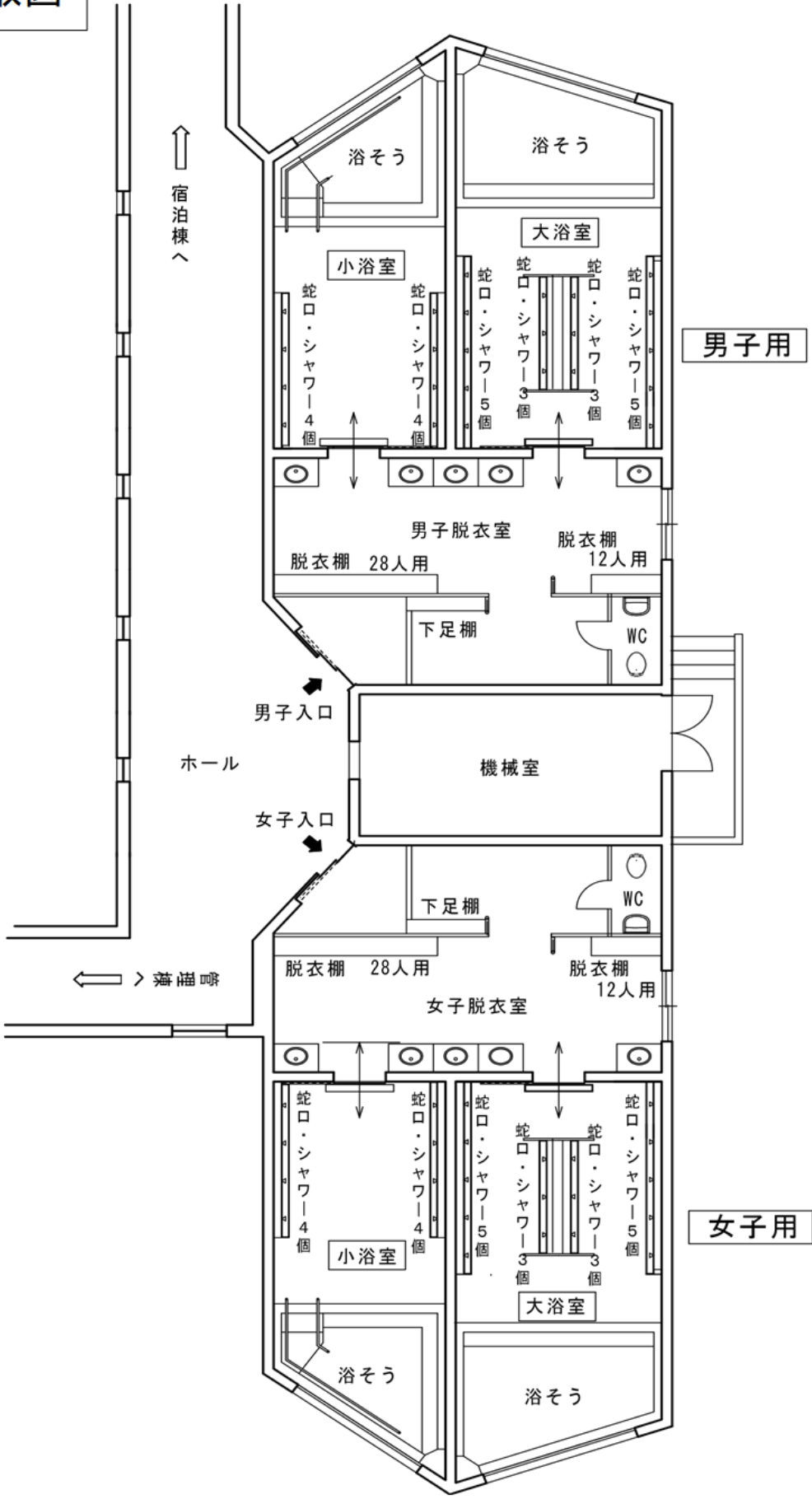


2 階

食堂・食卓見取図



浴室見取図



○ドライヤーを使用可能ですが、浴室の脱衣所でのみの使用になります。
（宿泊棟では使用できません）
 ※1度に使用できるのは各脱衣室で4つまでです。それ以上使うとブレーカーが落ちてしまいます。

(宿泊棟では使用できません)

※1 度に使用できるのは各脱衣室で4 つまでです。それ以上使うとブレーカーが落ちてしまいます。

4 基本生活時間

(1) 基本生活時間 ～決められた時間を守って生活しましょう～

基本時間	活 動 等	参 考 事 項
6:00	起床	・原則、起床時間以前の活動はできません。
6:50	朝のつどい 宿泊室の清掃・荷物移動	・朝のつどいは省いてもかまいません。 ・荷物は指定された場所に移動してください。
7:30	朝食（食堂の場合）	団体の人数が多い場合や複数の団体が利用する場合は、食堂の座席数が限られているため食事時間を調整します。
8:40	宿泊室の点検	引率者は、点検のできる状態にして、事務室に連絡してください。部屋ごとに立ち会いが必要です。
9:00	活動 1	11:30以降に寝具を取りに行ってください。 <u>※宿泊室への入室は11:30からとなります。</u>
12:00	昼食（食堂の場合）	朝食時と同様です。
13:00	活動 2	
16:50	夕べのつどい	夕べのつどいは省いてもかまいません。
17:30	夕食（食堂の場合）	朝食時と同様です。
19:30 ～ 21:00	入浴 活動 3	・浴室利用可能時間は18:30～21:30になります。 ・引率者は、21:30～22:00に入浴可能です。 ・使用時間は団体間で調整してください。
21:30	就寝	他団体の迷惑にならないように巡回指導を行ってください。
22:00	消灯	22:00以降の活動はご遠慮ください。

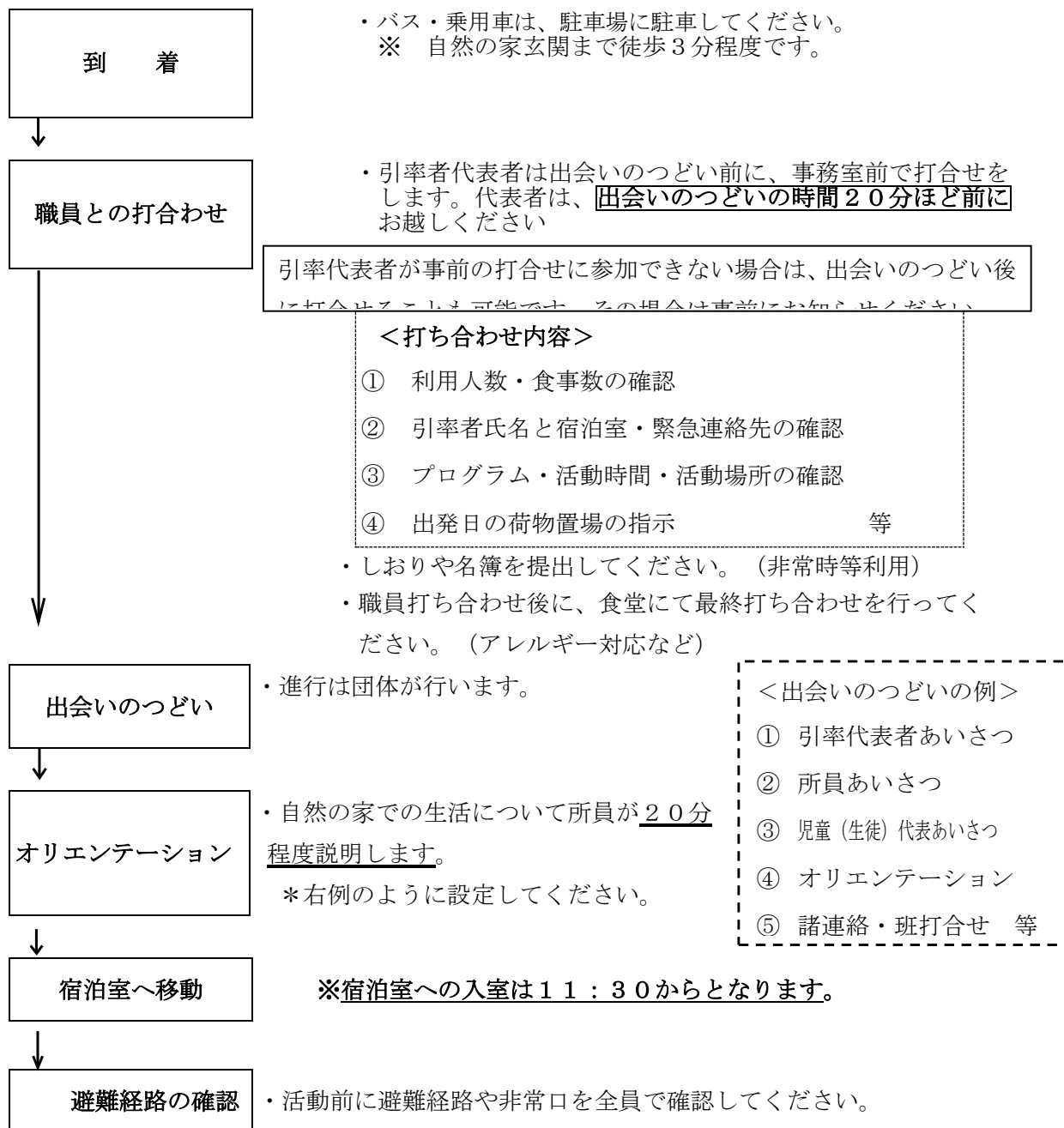
(2) 食堂の利用について

- ア 座席数は186席です。利用者が186人を超える場合は、食事の開始時刻を調整します。また、複数団体が使用する場合は、団体間で調整します。
- イ 食べ終わったらテーブルごとに食器や残飯をまとめ、カウンターに返してください。テーブルの上を拭いてください。
- ウ 製氷機内の氷は、引率指導者が付き添いながら配るなど各利用団体の責任のもとご利用ください。

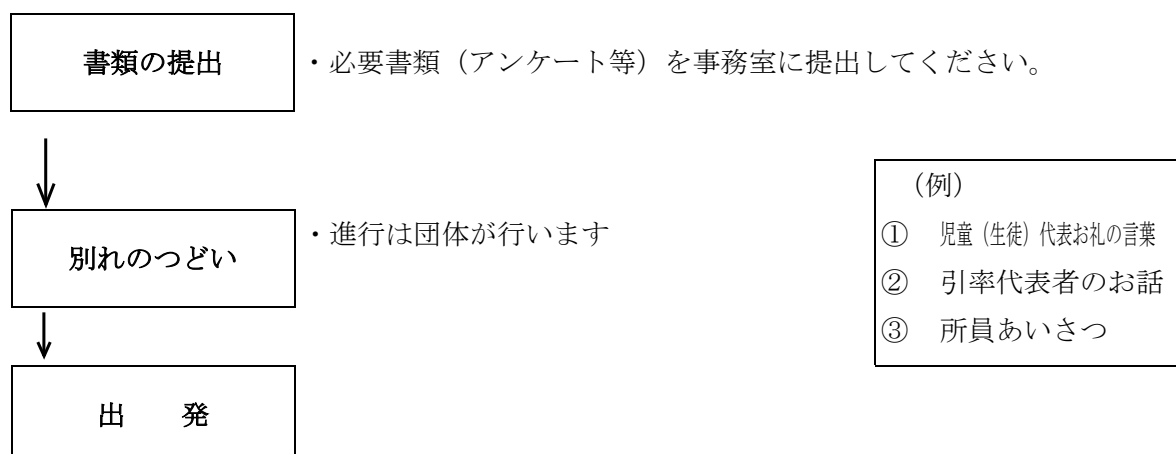
(3) 浴室の利用について

- ア 入浴時間は、18:30～21:30です。（引率者は22:00まで）
- イ 複数団体が利用する場合は、団体同士で入浴時間を調整してください。
- ウ 宿泊利用者が30名以上のとき、大小の両浴室を使用します。
- エ 腰かけやふろおけは、最後に利用した団体が整頓してください。
- オ 備え付けのリンスインシャンプー、ボディソープは利用後、元の場所に戻してください。
- カ ドライヤーは浴室の脱衣所でのみ使用可能です。（※宿泊棟では使用できません。）

(4) 到着したら



(5) 出発する前に



IV 施設の利用状況

利用状況

年度	開所 日数	利用 日数	団体数	年度別利用状況										宿泊日数別団体数内訳(団体数)										実用団体別の人員の内訳(人数) ※令和元年の新施設により区分変更									
				要利用人員	延滞泊人員	延利用人員	一部特設 要利用人員	一日平均 延利用人員	利用率	日帰り	1泊2日	2泊3日	3泊以上	幼稚園・ 保育園	小・学・校 義務教育学校	中・学・校 中等(前期)	高・等・学・校 中等(後期)	学・生 青少年	少年団体 (青年団を含む)	主催事業	企業研修等 の社会人	その他	掲載年 (平成年度) 注	掲載訂正 年(令和年度)									
S489	188	87	80	5,308	4,832	10,140	66.4	60.4	30.2	19	47	14	0	1,450	1,542	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
S49	297	201	203	16,019	15,655	31,674	78.9	106.6	53.3	34	135	30	4	6,132	3,697	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
S50	314	193	195	14,727	17,025	31,752	75.5	101.1	50.6	12	147	35	1	6,291	3,601	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
S51	321	196	189	15,418	17,178	32,596	81.6	101.5	50.8	16	140	31	2	5,293	3,657	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
S52	321	191	213	16,918	18,101	35,019	79.4	109.1	54.5	19	163	30	1	5,332	2,366	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
S53	319	190	211	17,632	19,000	36,632	83.6	114.8	57.4	22	158	30	1	5,429	2,845	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
S54	318	202	213	18,580	19,798	38,378	87.2	120.7	60.3	19	163	31	0	7,607	3,811	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
S55	317	209	220	20,040	21,769	41,809	91.1	131.9	65.9	25	167	26	2	8,379	4,210	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
S56	318	208	215	19,047	20,531	39,578	88.6	124.5	62.2	19	167	26	3	8,322	2,613	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
S57	307	202	189	17,646	19,283	37,929	93.4	123.5	61.8	12	146	27	4	8,302	3,342	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
S58	310	202	195	16,433	18,550	34,983	84.3	112.8	56.4	10	155	27	3	7,846	3,504	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
S59	313	202	180	17,008	20,990	37,998	94.5	121.4	60.7	6	144	22	8	8,242	3,731	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
S60	313	207	177	15,255	19,503	34,758	86.2	111.0	55.0	9	131	11	7	7,489	3,204	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
S61	309	228	196	16,377	18,311	34,584	83.6	111.9	56.0	47	131	11	7	8,085	3,305	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
S62	306	223	231	15,746	17,720	33,466	68.2	109.4	54.7	85	121	16	9	8,212	2,727	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
S63	305	227	232	15,637	15,653	31,290	67.4	102.6	51.3	91	121	12	8	6,847	2,991	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
H1	303	226	262	15,169	15,188	30,357	57.9	100.2	50.1	118	124	12	8	6,195	3,236	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
H2	306	254	330	16,345	15,158	31,503	49.5	103.0	51.5	187	120	13	10	6,449	3,493	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
H3	302	236	321	15,649	14,829	30,478	48.8	100.9	50.5	183	118	12	8	6,338	3,703	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
H4	303	249	382	15,806	15,160	30,966	41.4	102.2	51.1	227	130	15	10	6,039	3,190	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
H5	306	263	426	15,601	12,911	28,512	36.6	93.2	46.6	268	128	21	9	5,564	2,795	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
H6	311	273	500	19,972	16,059	36,031	39.9	115.8	57.9	301	164	19	16	5,389	3,603	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
H7	313	259	329	20,944	15,868	36,812	63.7	117.6	58.8	131	167	19	12	4,975	4,258	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
H8	336	249	386	21,585	15,987	37,572	55.9	111.8	55.9	165	186	26	9	5,448	3,905	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
H9	339	282	382	20,906	15,287	36,193	54.7	106.8	53.4	165	180	25	12	5,414	4,112	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
H10	340	276	382	21,114	15,529	36,611	55.2	107.7	53.6	171	174	26	11	5,685	3,778	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
H11	337	243	366	21,063	14,008	35,090	57.6	103.3	51.8	169	159	26	12	5,736	4,224	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
H12	337	243	390	23,741	21,285	45,026	60.9	133.6	66.8	161	198	21	10	8,517	3,973	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
H13	338	264	343	19,862	14,792	34,654	57.9	102.5	51.3	135	185	16	7	7,090	3,122	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
H14	339	265	354	20,800	14,594	35,394	58.8	104.4	52.2	152	167	25	10	7,144	2,844	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
H15	341	259	374	22,763	12,995	35,758	60.9	104.9	52.4	186	162	18	8	7,402	2,950	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
H16	341	277	364	21,481	12,272	33,753	59.0	99.0	49.5	176	161	20	7	6,775	3,108	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
H17	338	281	363	22,825	12,425	35,250	62.9	104.3	50.4	172	166	18	7	6,777	3,640	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
H18	342	265	354	22,199	11,446	33,652	62.7	98.4	49.2	164	171	14	5	7,286	2,227	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
H19	341	270	361	21,711	11,578	33,288	60.1	97.6	48.8	180	161	14	6	6,983	2,801	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
H20	339	270	391	22,660	10,930	33,756	58.0	99.3	49.8	201	177	9	5	7,465	3,255	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
H21	338	267	359	22,662	10,203	30,865	57.6	91.3	45.7	174	112	9	2	7,099	3,588	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
H22	339	275	377	20,899	10,209	31,108	55.4	91.8	45.9	190	179	7	1	6,789	3,165	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
H23	340	279	399	20,790	10,763	31,553	52.1	92.8	46.4	199	186	12	2	7,407	3,057	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
H24	338	291	430	21,725	11,676	33,401	50.5	98.8	49.4	233	180	15	2	7,381	3,289	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
H25	337	293	435	21,456	11,693	33,149	49.3	98.4	49.2	222	196	14	3	7,264	2,754	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
H26	335	280	431	19,746	9,626	29,372	45.8	97.7	43.8	239	179	12	1	6,707	2,750	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
H27	337	293	470	22,553	10,109	32,662	48.0	97.0	48.5	264	192	12	1	6,681	3,016	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
H28	343	306	458	23,260	10,591	33,851	50.8	98.7	49.3	255	195	7	1	7,729	3,411	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
H29	344	298	434	22,168	9,993	32,161	51.1	93.5	46.7	241	185	6	2	7,627	2,999	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
H30	344	266	343	16,775	8,834	25,609	48.9	74.4	37.2	165	169	6	3	7,102	2,718	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
R1	319	264	399	16,775	8,834	25,609	48.9	74.4	37.2	165	169	6	3	1,332	2,369	2,307	1,076	172,460	3,530	51,762	8,337	196,187	543										
R2	298	208	233	10,881	4,799	15,680	46.7	52.6	17.5	152	79	1	1	807	6,119	399	0	995	370	492	1,342												
R3	336	227	280	12,354	6,252	18,606	44.1	55.4	43.3	169	106	3	2	860	6,158	1,264	313	881	263	1,256	1,284												
R4	354	288	376	15,449	8,686	24,032	41.1	67.9	52.9	210	154	8	4	1,860	6,850	1,268	668	895	483	1,840	1,710												
R5	359	300	420	18,231	11,147	29,332	43.4	81.9	32.0	219	185	12	4	1,129	7,164	1,070	697	298	1,831	2,957	1,531												
R6	348	304	431	16,351	14,007	32,358	42.6	93.1	36.4	195	221	11	7	948	7,739	1,349	827	296	3,410	825	926												
R7	327	293	437	16,848	11,825	28,759	38.6	87.9	34.4	200	221	11	5	710	7,910	1,005	638	165	2,348	537</													

Ⅱ 利用状況報告

1 開所以来延利用人数

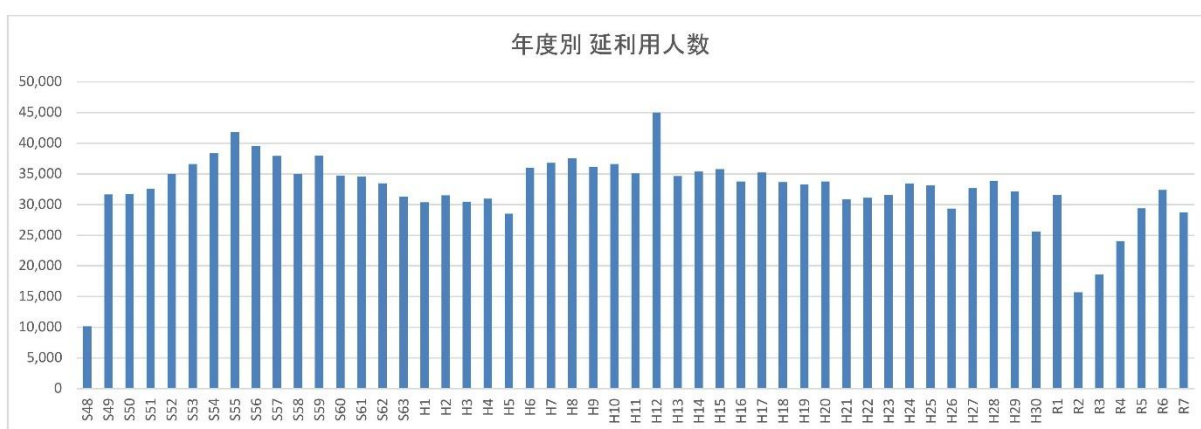
S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60
10,140	31,674	31,752	32,596	35,019	36,632	38,378	41,809	39,578	37,929	34,983	37,998	34,758

S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
34,584	33,466	31,290	30,357	31,503	30,478	30,966	28,512	36,031	36,812	37,572	36,193	36,611

H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
35,090	45,026	34,654	35,394	35,758	33,753	35,250	33,652	33,288	33,756	30,865	31,108	31,553

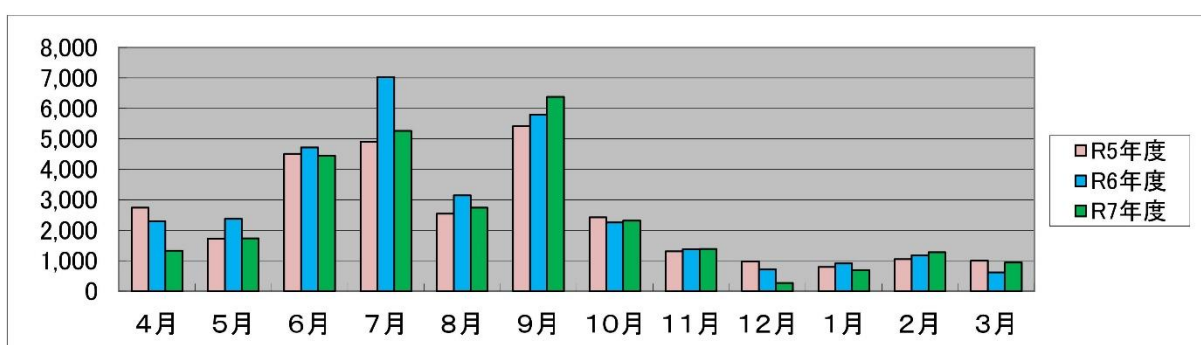
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
33,401	33,149	29,372	32,692	33,851	32,161	25,609	31,548	15,680	18,606	24,053	29,392	32,388

R7
28,759



2 月別延利用人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R5年度	2,743	1,721	4,511	4,903	2,541	5,416	2,426	1,310	982	791	1,045	1,003
R6年度	2,295	2,374	4,712	7,034	3,141	5,793	2,257	1,373	713	910	1,172	614
R7年度	1,327	1,731	4,451	5,256	2,742	6,375	2,317	1,380	268	692	1,277	943



3 カヌー活動状況

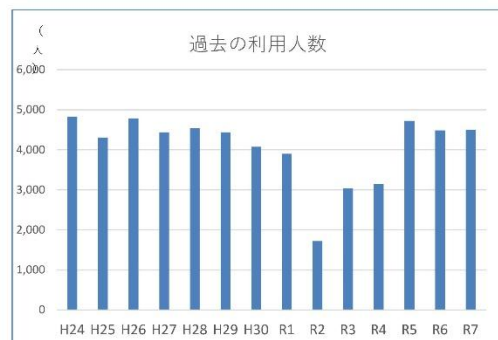
(1) 団体種別利用状況（令和7年度）

	団体数		実施人数				
	申込	実施	5・6月	7月	8月	9・10月	計
小学校	110	105	1,356	1,168	81	1,503	4,108
中学校	1	1	0	40	0	0	40
高校	3	3	6	0	43	0	49
学生	0	0	0	0	0	0	0
少年団体	12	8	74	57	37	0	168
主催事業	7	5	10	0	0	59	69
その他	4	4	0	0	36	32	68
計	137	126	1,446	1,265	197	1,594	4,502

	バス回数		指導回数		
	家バス	市バス	事業課	分室	市職員
5・6月	51	5	75	72	2
7月	44	4	56	52	8
8月	3	2	17	11	0
9・10月	46	13	93	55	3
計	144	24	241	190	13

(2) 過去の利用人数及び利用団体数

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
利用団体数	129	128	134	136	127	122	114	103	51	81	90	126	124	126
利用人数	4,829	4,306	4,783	4,439	4,536	4,437	4,074	3,900	1,720	3,037	3,144	4,722	4,485	4,502



(3) カヌーの指導体制

※R6までの家職員には、主催事業での技術員を含む

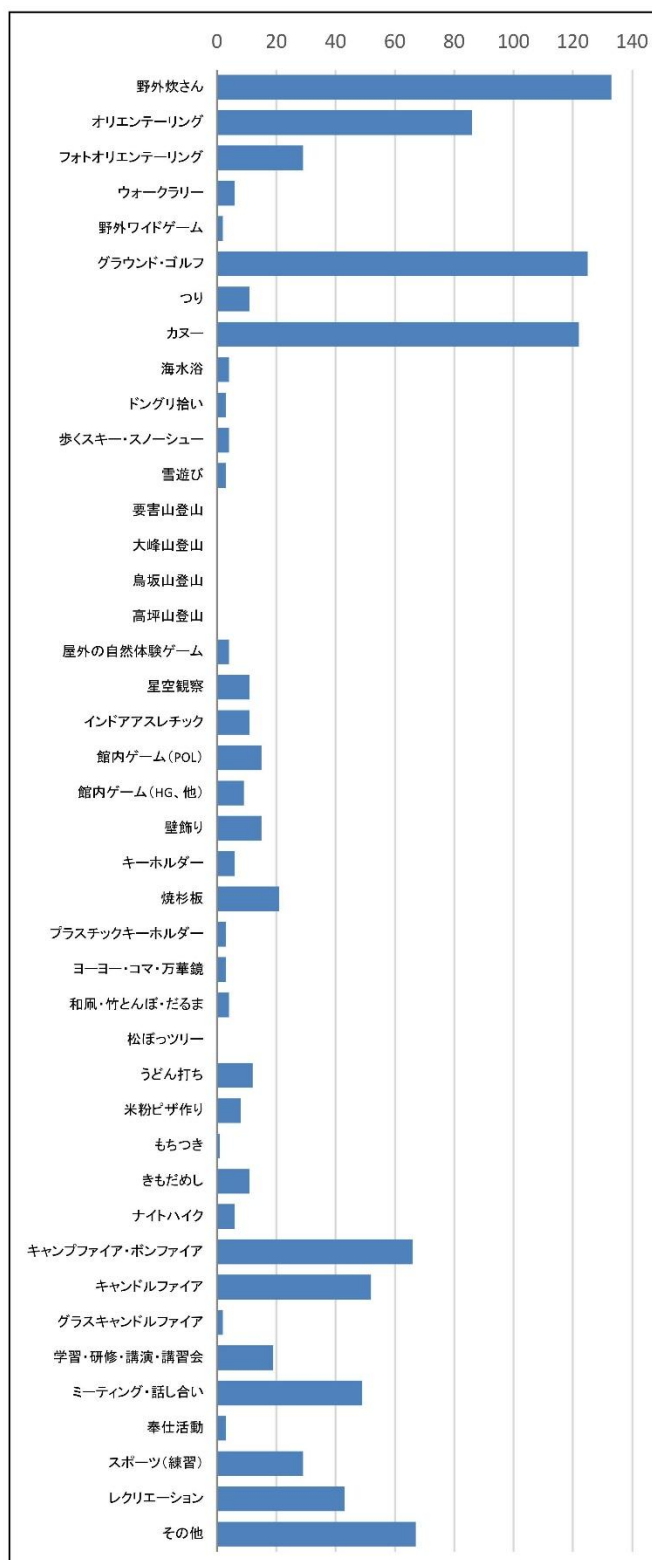
○所属別の指導回数

※R7指定管理者制度導入により、区分を事業課（指定管理者）及び分室（県職員）に変更

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
市職員	31	27	20	14	15	10	6	8	10	13	10	10	8
家職員	242	229	219	252	243	326	315	258	160	252	251	372	353
カヌー雇用	127	114	102	108	111	73	33	43	28	50	50	46	49
	R7												
市職員	13												
事業課	241												
分室	190												

4 令和7年度 実施活動内訳

	活 動 項 目	団体数
1	野外炊さん	133
2	オリエンテーリング	86
3	フォトオリエンテーリング	29
4	ウォークラリー	6
5	野外ワイドゲーム	2
6	グラウンド・ゴルフ	125
7	つり	11
8	カヌー	122
9	海水浴	4
10	ドングリ拾い	3
11	歩くスキー・スノーシュー	4
12	雪遊び	3
13	要害山登山	0
14	大峰山登山	0
15	鳥坂山登山	0
16	高坪山登山	0
17	屋外の自然体験ゲーム	4
18	星空観察	11
19	インドアスレチック	11
20	館内ゲーム (POL)	15
21	館内ゲーム (HG、他)	9
22	壁飾り	15
23	キーホルダー	6
24	焼杉板	21
25	プラスチックキーホルダー	3
26	ヨーヨー・コマ・万華鏡	3
27	和風・竹とんぼ・だるま	4
28	松ぼっくり	0
29	うどん打ち	12
30	米粉ピザ作り	8
31	もちつき	1
32	きもだめし	11
33	ナイトハイク	6
34	キャンプファイア・ボンファイア	66
35	キャンドルファイア	52
36	グラスキャンドルファイア	2
37	学習・研修・講演・講習会	19
38	ミーティング・話し合い	49
39	奉仕活動	3
40	スポーツ(練習)	29
41	レクリエーション	43
42	その他	67



令和7(2025)年度 新潟県少年自然の家 主催・企画事業一覧

事業名	令和7年度		ねらい・内容		募集人数・期間	参加数/申込数	会 場
利用団体 引率指導者研修会	1	4月22日(火)	午前：野外炊さんや野外ゲーム、キャンプファイヤー等、 主要な活動について研修します。(希望参加) 午後：同日利用の団体とプログラムの作成・調整を行います。 (原則参加) ※5月23日～10月10日利用の団体が対象	一日・午後	5月23日～6月22日に 利用する団体	35/35	新潟県 少年自然の家
	2	5月13日(火)			6月23日～7月20日に 利用する団体	54/54	
	3	5月20日(火)			7月21日～9月7日に 利用する団体	26/26	
	4	6月23日(月)			9月8日～10月10日に 利用する団体	27/27	
〈県主催事業〉 はつづつ体験塾	ミニ	5月10日(土)	不登校・不登校傾向にある児童生徒に、自然体験活動や宿泊体験を通じて集団への適応性や人間関係作りの資質を高められるよう、自立を支援します。 《キャンプについて》 下記の3つのキャンプがあります。 ①ミニキャンプ 日帰りの日程で気軽に参加できます。大人(保護者や担任の先生、適応指導教室の先生等)も一緒に参加することができます。 ②FC(フレンドリーキャンプ) 参加者が人間関係を結んだり、深めたりできるようなプログラム内容で活動します。 ③CC(チャレンジキャンプ) 参加者が自主性・積極性を高められるようなプログラム内容で活動します。	日 帰 り	『ミニキャンプ』 県内小中学生 20名程度+大人	24/24	新潟県 少年自然の家
	FC	6月14日(土) ～15日(日)				39/40	
	CC	7月12日(土) ～13日(日)				30/24	
	ミニ新潟	8月24日(日)				29/22	
	ミニ柏崎	9月27日(土)			『FC・CC』 県内小中学生 30名程度	14/18	新潟市 アグリパーク 柏崎市 夢の森公園 新潟県 少年自然の家
	ミニ	11月15日(土)				33/33	
	FC	12月13日(土) ～14日(日)				40/40	
	CC	1月17日(土) ～18日(日)				39/23	
新潟ぼうけんクラブ 春・夏 Part1・2・3	1	5月31日(土) ～6月 1日(日)	胎内市を中心とした春、夏の自然環境を舞台とした様々な 原体験を行うとともに、こどもたち同士での活動を通して コミュニケーション能力、協調性等の向上を図ります。 ※本事業はPart1～3まで連続してご参加いただく連続事業です。	1 泊	小学4年生～中学生 30名程度	7/8	新潟県 少年自然の家 カヌー艇庫
	2	6月28日(土) ～29日(日)				7/8	
	3	7月26日(土) ～27日(日)				7/8	
Let's! Interact! たいない国際交流キャンプ		9月20日(土) ～21日(日)	新潟県内の中高校生と留学生が異なる文化や習慣、言語等に 触れ、様々な活動を通して互いに理解し、学び合う機会 とします。	1 泊	県内の留学生及び中高生 50名程度	14/14	新潟県 少年自然の家 カヌー艇庫
自然と遊ぼう！ ちびっこ大集合！		10月4日(土) ～5日(日)	胎内市の自然環境を活かした様々な原体験を通し、 体験活動の楽しさを五感を使って感じる機会とします。	1 泊	3歳～小学2年生と その家族・グループ 50名程度	50/50	新潟県 少年自然の家
新潟ぼうけんクラブ 秋・冬 Part1・2・3	1	10月25日(土) ～26日(日)	胎内市を中心とした秋、冬の自然環境を舞台とした様々な 原体験を行うとともに、こどもたち同士での活動を通して コミュニケーション能力、協調性等の向上を図ります。 ※本事業はPart1～3まで連続してご参加いただく連続事業です。	1 泊	小学4年生～中学生 30名程度	4/4	新潟県 少年自然の家
	2	11月22日(土) ～23日(日)				4/4	
	3	12月20日(土) ～21日(日)				4/4	
いっしょが楽しい！ ふれあい親子キャンプ		11月8日(土) ～9日(日)	家族・グループごとでの様々な活動を通し、体験活動の 楽しさを知ってもらうとともに、家族・グループごとの 親睦を図ります。	1 泊	小学生以上の家族・グループ 50名程度	4/6	新潟県 少年自然の家
ウィンターフェスティバル in 胎内		1月31日(土) ～2月 1日(日)	冬の胎内市を舞台に様々な雪遊びを全身を使って楽しむ とともに、集団活動を通してコミュニケーション能力や 協調性等の向上を図ります。	1 泊	小学4年生～中学生 30名程度	13/13	新潟県 少年自然の家
ちびっこ科学アーティスト		2月28日(土) ～3月 1日(日)	身近なものを使った化学反応、物理現象に触れると ともに、こどもたちの独創性を引き出し、こだわって 表現をするきっかけを提供します。	1 泊	小学生以上の家族・グループ 50名程度	28/33	新潟県 少年自然の家
胎内歴史を巡る旅		3月14日(土) ～15日(日)	胎内市の歴史や文化を学び、体験することで胎内市の魅力を 知る機会とします。	1 泊	どなたでも 30名程度	-	新潟県 少年自然の家
プログラム体験会 野外炊さん・カヌー体験		5月24日(土)	自然の家でのプログラムである野外炊さんとカヌー活動を 体験し、体験活動への理解と技術の習得を行います。	日 帰 り	体験活動に興味のある 高校生以上の方 30名程度	4/4	新潟県 少年自然の家 カヌー艇庫
海を守ろうブルーサンタ！		7月21日(月)	海辺の散策、清掃活動を行いながら、海を起点とした水の 循環や環境問題について学びます。	日 帰 り	どなたでも 30名程度	11/13	新潟県 少年自然の家
竹で遊ぼう！ ～流しそうめんと竹クラフト～		8月10日(日)	竹を使った様々な体験活動を通し、竹害、環境問題や竹の 利活用などを学びます。	日 帰 り	小学生以上の家族・グループ 30名程度	18/18	新潟県 少年自然の家 カヌー艇庫
家族でカヌーを 楽しもう！ ～水から感じる 胎内の自然～	1	9月6日(土) 午前の部	家族・グループごとにカヌー活動を通じた水上スポーツ、 自然体験の良さや危険性を楽しく学びます。	日 帰 り	小学4年生以上の 家族・グループ 各部30名程度	0/4	新潟県 少年自然の家 カヌー艇庫
	2	9月6日(土) 午後の部				19/17	
	3	9月7日(日) 午前の部				26/26	
	4	9月7日(日) 午後の部				14/14	
たいない ネット利用チュートリアル		10月18日(土)	インターネットの利便性と危険性を学び、インターネットを 利用する上で必要な知識を得る機会とします。	日 帰 り	小学5年生～中学生 (保護者も可) 30名程度	-	新潟県 少年自然の家
所長杯 グラウンド・ゴルフ大会	1	11月28日(金)	グラウンド・ゴルフでの交流を通し、健康増進を図ると ともに親睦を深めます。	日 帰 り	60名程度	100/107	新潟県 少年自然の家
	2	2月10日(火)				101/104	
刃物に触れよう・向き合おう ～ナイフでクラフト体験～		12月6日(土)	刃物を使ったクラフトを通し、刃物の有用性と危険性を学 び、身近な刃物に対する理解を深めます。	日 帰 り	小学5年生以上・一般 20名程度	-	新潟県 少年自然の家
オリジナルリースで クリスマス彩ろう！		12月7日(日)	リース作りや講座を通し、クリスマスの文化や歴史を楽しく 学びます。	日 帰 り	小学4年生以上・一般 30名程度	6/6	新潟県 少年自然の家
自然の家でお正月 ～おもちゃつき・正月遊び～		1月11日(日)	餅つきや様々な正月遊びを通し、日本の正月文化や歴史を 楽しく学びます。	日 帰 り	小学生以上の家族・グループ 30名程度	24/32	新潟県 少年自然の家
みんなで火きをしてみよう ～火を知る・使う・感じ取る～		3月7日(土)	火おこし体験や火を使った簡単な料理体験を通し、火の有用 性と危険性を学び、身近な火に対する理解を深めます。	日 帰 り	小学4年生以上・一般 30名程度	18/18	新潟県 少年自然の家
お外でこんなの作れるの！？ 内緒のアウトドア料理体験会		3月8日(日)	屋外での料理体験を通し、野外活動の良さや家族・グループ で料理をする楽しさを感じる機会とします。	日 帰 り	小学4年生以上・一般 30名程度	3/3	新潟県 少年自然の家
キャンプ利用 開放Day	1	6月7日(土) ～8日(日)	自然の家をキャンプ場として開放することで、施設や 胎内市の魅力を知ってもらうとともに、自然体験の良さを 感じる機会とします。	任 意	各日10組程度	4/4	新潟県 少年自然の家
	2	10月11日(土) ～13日(月)				2/22	
出前事業		随時 (6月～9月を除く)	幅広い年代を対象としたワークショップ指導の他、中学生等 のリーダーシップ研修としての依頼も大歓迎です。	-	-	-	-

令和7年度 利用者アンケート集計結果

	ねらいや 目的の達成	職員の 対応・指導	生活・活動	施設・設備	食事	料金	利用の 満足度
4月	3.82	3.91	3.91	3.82	3.82	3.91	95.91
5月	3.72	3.76	3.76	3.82	3.82	3.91	93.50
6月	3.87	3.87	3.87	3.87	3.87	3.91	96.60
7月	3.77	3.60	3.60	3.72	3.72	3.59	92.59
8月	3.51	3.59	3.59	3.63	3.63	3.56	91.00
9月	3.81	3.90	3.90	3.81	3.81	3.79	94.64
10月	3.89	3.82	3.96	3.85	3.85	3.70	96.89
11月	3.76	3.76	3.76	3.81	3.73	3.90	95.44
12月	3.13	3.20	3.08	3.00	—	—	88.93
1月	3.52	3.45	3.44	3.48	4.00	4.00	92.78
2月	3.63	3.66	3.55	3.57	3.83	3.64	93.79
3月	3.55	3.65	3.65	3.65	3.92	3.64	93.89
平均値	3.67	3.68	3.67	3.67	3.82	3.78	93.83

8 令和7年度利用者の声

<職員の対応について>

- 細かく指示を出してくださったり、盛り上げてくださったりしてくれて楽しい活動になりました。
- 到着から食事、帰るまで様々なスタッフが元気に声がけあいさつをしてくれた。
- 子どもたちへの指導はとても分かりやすく、優しく接していただきました。雨天で活動場所変更等の相談をさせていただいた際に快く対応してくださり、ありがたかったです。
- 早朝、夜の対応を丁寧にいただきました。ありがとうございました。
- 予約の時点から親切、丁寧に対応していただきました。当日もみんな楽しくうどん打ちができました。
- 丁寧に子どもたちも親しみやすかったです。
- 明るく対応していただき、子どもたちもボランティアも楽しそうでした。
- ▲対応は丁寧でしたが、申請した宿泊の部屋数と実際の部屋数が違った。申請して許可したのであれば、依頼した部屋数を使わせてもらいたかった。
- ▲繁忙期の為か、受付や入所式、相談の際に待たされることがあった。午前中のプログラムが押した。
- ▲とても温かくよかったのですが、打ち合わせに、時間がかかり活動時間が40分程度押してしまいました。打ち合わせと出会いのつどいは別の方がそれぞれに進めてくださるとありがたいです。

<生活・活動について>

- 日頃の教室と違い、研修室を広々と使い、グループワークができたこと、外でオリエンテーリングを行い、のびのびと活動できたこと。
- 大研修室（スクリーン、プロテクター、イス、机、放送機器）オリエンテーリングの本部（ボーチ好評でした）など、施設、設備が充実していて活動がスムーズに行えた。

○普段は行えない活動ができました。広々とした自然の中で様々なことが体験でき、有意義な時間になりました。

○熱中症対策で、予定より早めに部屋のクーラーをつけさせていただき対応をありがとうございました。屋外での活動がたくさんでき、子どもたちは満足していました。

○過ごしやすい快適な施設でした。とてもきれいでした。カヌー体験、ナイトハイク等、利用者の子どもたちが片づけまでしっかりできて成長を感じました。

▲大人だけでも入浴を 22：30 までにしてほしいです。

▲快適でした。女子風呂（小）が 22：15 頃入ってる途中にお湯が止まりました。22 時過ぎても入っていた私も申し訳なかったのですが、一声いただきたかったです。もしくは事前に教えていただけるとその時間までに入ることできます。是非ご検討いただきたいと思います。

▲食堂の開始時間が遅れることがあったので、時間どおりに準備していただけるとうれしかったです。

<施設・設備について>

○トイレの数も多く、とてもきれいでした。

○広く空調の整ったホール清潔な部屋で快適に過ごせました。活動が十分にできました。

○使用しやすかった。今年度からシャンプーやボディソープが備えつきになったとのことでありがたかった。

○とてもきれいで使いやすかったです。外の設備も工夫されていて利用しやすかったです。

○清潔感があり、休憩の時間も館内を探検したり、楽しく過ごしました。

○キレイだったこと、施設内のチャレンジコーナーもあって楽しめた。

▲おおむね満足ですが、キャンドルファイアのトーチが 12 本で 3 団体同時に行うには足りなかったようです。

▲体育館にエアコンがあるとよい。

▲宿泊棟はとてもきれいで快適でしたが、館内の階段や窓際等のホコリが少し気になりました。以前宿泊した時に共同の使用場所のそうじは不要と言われたのですが、宿泊者で協力してそうじしてもよいのかなと思いました。

<食事について>

○量も人によって対応して頂き、とてもおいしかったです。

○栄養バランスも良く美味しかったです。

○夕食は品数が多くよかった。

アレルギー対応をていねいに対応いただき非常にありがたかった。

○どれもおいしく調理師さんたちが笑顔で接してくれてとても気持ちがよかったです。

○毎食、子どもたちは喜んで食事をすることができました。枝豆ごはんのおかわりを限界まで出していただきありがとうございました。

○ボリューム満点で最高でした！自分たちで打ったうどんも天ぷらも美味しかったです。ありがとうございました。

▲夕食の時間帯が他の学校と重なってしまった。当校の方が人数が多かったのも、ご迷惑をおかけして申し訳なかった。できれば 10 分～15 分でもずらして設定していただけるとありがたい。

- ▲1日目の夜、ごはんを盛るスタイルが事前にわからず、予定外の手が必要だった。
- ▲味や献立の種類は満足です。おいしくいただき次の活動へのパワーになりました。ただ量が多く、たくさんの残飯がでてしまいもったいないと感じました。特に子どもは量が減るともう少し額を抑えられると思います。

<その他>

- 入学当初の表情から変化が見られる生徒が多かったです。大変満足でした。ありがとうございました。
- 高2の卒業生の保護者が、中学生リーダーシップ研修会のような企画事業をまたやってほしいと言っていた。WIFI環境の充実を期待したい（小、中学生一人一台端末世代）
- 下見・打ち合わせに来た6名を始め、初めてきた職員が、自然の中の快適な施設の素晴らしさを口にしていました。カヌーのシーズンもいいが、グリーンシーズンの初めの活用をPRしたほうがよい。体育教員はトレイルランいいですねと言っていた。
- 野外炊さんがはじめてでしたが、ご飯も無事に炊けて、楽しくおいしかったです。目的が達成できる充実した3日間でした。
- ▲空調（エアコン）も子どもが自ら考えて使えるようにはならないか。夏は時にとても暑いため、職員が調整しに行く必要があった。
- ▲館内を引率なしで児童が歩き回り、男子が女子の棟を行き来したり、他校の部屋をのぞいたり、夜間22時を過ぎてもうるさくしていても見回りせず放置したり、マナーが非常に悪い学校と同日宿泊となり、引率者の指導の問題かと思います。引率者研修会では、ぜひ引率者のマナーや責任についてもお話しいただきたいです。
- ▲①お風呂をあと30分長くしてほしい。
- ②職員の部屋に冷蔵庫がほしい。
- ③ペットボトルを入れる食堂の冷蔵庫から箱が出しにくくて困った。

○新潟県少年自然の家条例

昭和48年7月14日
新潟県条例第49号

新潟県少年自然の家条例をここに公布する。

新潟県少年自然の家条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、心身ともに健全な青少年の育成を図るため、新潟県少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)を胎内市乙に設置する。

(平17条例49・平31条例50・一部改正)

(事業)

第2条 少年自然の家は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 青少年の自然に親しむ活動に関すること。
- (2) 自然環境の中で行う青少年の集団宿泊生活に関すること。
- (3) 青少年の研修に関すること。
- (4) 青少年指導者等の研修に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(平31条例50・一部改正)

(使用の許可)

第3条 少年自然の家を使用しようとする者は、新潟県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。

(許可の取消し)

第4条 教育委員会は、少年自然の家を使用する者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 許可を受けた使用目的以外に使用するとき。
- (2) 少年自然の家の使用に関する規定に違反したとき。

(使用料)

第5条 少年自然の家を使用する者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

(平31条例50・追加、令元条例31・一部改正)

(使用料の免除)

第6条 知事は、必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(令元条例31・追加、令6条例39・旧第5条の2繰下)

(指定管理者による管理)

第7条 少年自然の家の管理は、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に少年自然の家の管理を行わせる場合(以下「指定管理者による管理の場合」という。)における第3条及び第4条の規定の適用については、第3条中「新潟県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」とあり、及び第4条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(令6条例39・追加)

(指定管理者が行う業務)

第8条 指定管理者による管理の場合には、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第2条各号に掲げる少年自然の家の事業の実施に関する業務
- (2) 第3条に規定する使用の許可に関する業務
- (3) 第4条に規定する許可の取消しに関する業務
- (4) 少年自然の家の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として教育委員会が定める業務

(令6条例39・追加)

(利用料金)

第9条 指定管理者による管理の場合には、第5条及び第6条の規定は、適用しない。

2 指定管理者による管理の場合には、少年自然の家を使用する者は、その使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納めなければならない。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

4 利用料金は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について教育委員会の承認を受けなければならない。

- 5 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、同項の規定により利用料金を定めることが適当でないと認める場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を定めることができる。
- 6 指定管理者は、教育委員会規則で定める事由に該当すると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。
- (令6条例39・追加)
- (指定管理者の指定)

- 第10条 第7条第1項の規定による指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切な少年自然の家の管理を行うことができると認める者を指定管理者として指定するものとする。
- (1) 少年自然の家の運営において、住民の平等利用が確保されること。
- (2) 少年自然の家の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること。
- (3) 少年自然の家の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (令6条例39・追加)
- (指定管理者の告示)

- 第11条 教育委員会は、指定管理者を指定し、又は指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。
- (令6条例39・追加)
- (教育委員会への委任)
- 第12条 この条例に定めるもののほか、少年自然の家の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。
- (平31条例50・旧第5条繰下、令6条例39・旧第6条繰下)

附 則

この条例は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第49号)

この条例は、平成17年9月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第50号)

- (施行期日)
- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、同年10月1日から施行する。
- (新潟県青年の家条例の廃止)
- 2 新潟県青年の家条例(昭和45年新潟県条例第41号)は、廃止する。
- (経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の別表の規定は、同条の規定の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。
- 附 則(令和元年条例第31号)抄
- (施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- (新潟県少年自然の家条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 第5条の規定による改正後の新潟県少年自然の家条例第5条、第5条の2及び別表の規定は、施行日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。
- 附 則(令和5年条例第51号)
- (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。
- 附 則(令和6年条例第39号)
- この条例は、公布の日から施行する。

別表(第5条関係)

(平31条例50・追加・一部改正、令元条例31・令5条例51・一部改正)

区分		単位	使用料
宿泊室	学齢に達しない者	1人1泊につき	680円
	小学生及び中学生		680円
	高校生等		680円

	その他		1,600円
体育館	午前	1団体1室につき	1,010円
	午後		1,350円
	夜間		1,010円
	全日		2,600円
多目的ホール	午前		650円
	午後		870円
	夜間		650円
	全日		1,670円
大研修室	午前		660円
	午後		870円
	夜間		660円
	全日		1,680円
中研修室	午前		450円
	午後		590円
	夜間		450円
	全日		1,140円
小研修室	午前		320円
	午後		430円
	夜間		320円
	全日		820円
和室研修室	午前		580円
	午後		770円
	夜間		580円
	全日		1,480円
工作室	午前		680円
	午後		900円
	夜間		680円
	全日		1,730円
野外活動支援棟研修室	午前		320円
	午後		430円
	夜間		320円
	全日		820円
キャンプ場	学齢に達しない者	1人1泊につき	220円
	小学生及び中学生		220円
	高校生等		220円
	その他		360円
常設テント		1張1泊につき	1,720円

備考

1 「小学生」とは、小学校の児童及びこれに準ずる者をいう。

- 2 「中学生」とは、中学校の生徒及びこれに準ずる者をいう。
- 3 「高校生等」とは、高等学校の生徒及びこれに準ずる者並びに15歳以上18歳未満の者(中学生を除く。)をいう。
- 4 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までを、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 5 日帰りで使用する場合の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。

○新潟県少年自然の家管理規則

昭和48年7月14日
新潟県教育委員会規則第13号

新潟県少年自然の家管理規則をここに公布する。

新潟県少年自然の家管理規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県少年自然の家条例(昭和48年新潟県条例第49号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、新潟県少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(令元教委規則3・令6教委規則5・一部改正)

第2章 管理及び運営

(休所日)

第2条 少年自然の家の休所日は、次のとおりとする。

- (1) 年末年始(12月28日から翌年1月4日まで)
- (2) 前号に掲げるもののほか、少年自然の家所長(以下「所長」という。)が必要と認めた日。
(平8教委規則2・全改、平31教委規則4・一部改正)

(使用できる者の範囲)

第3条 少年自然の家を使用することのできる者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 幼児、児童、生徒及び学生
 - (2) 青少年団体の団員
 - (3) 教員
 - (4) 子ども会等青少年団体の指導者
 - (5) 社会教育における青少年の指導者
 - (6) 青少年の厚生、福祉、補導、教護等の従事者
 - (7) 少年自然の家が主催する事業に参加する者
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、所長が適当と認めた者
- 2 前項第1号から第6号及び第8号に掲げる者は、少年自然の家を使用するに当たり、責任者の明確な団体を構成し、団体として使用するものとする。
- 3 所長は、第1項に定める使用者の使用に支障がない限り、条例第2条に掲げる事業以外の目的に使用する5人以上で構成される研修を行う団体についても、使用させることができる。
(平11教委規則3・平31教委規則4・一部改正)

(使用の制限)

第3条の2 少年自然の家においては、次の行為を行ってはならない。

- (1) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動
- (2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動
- (3) 専ら営利を目的とする活動
- (4) 暴力団及び暴力団員(新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員をいう。))若しくはこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者の活動
(平31教委規則4・追加)

(使用の申込み)

第4条 条例第3条の規定により、少年自然の家の使用の許可を受けようとする者(以下「使用申込者」という。)は、使用しようとする日の30日前(日帰りにあつては15日前)までに別記第1号様式による使用申込書を所長に提出し、その許可を受けなければならない。所長は、必要があると認めるときは、別に参考資料の提出を求めることができる。

(平8教委規則2・平16教委規則8・平17教委規則14・平31教委規則4・一部改正)

(使用の許可、変更及び取消し)

第5条 所長は、少年自然の家の使用を許可したときは、別記第2号様式による使用許可書を使用申込者に交付するものとする。

- 2 前項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が使用の変更又は取消しをしようとするときは、使用しようとする日の15日前までに所長に届け出なければならない。
- 3 所長は、少年自然の家の使用を許可した後、特別の事情があると認めるときは、その使用を変更又は取り消すことができる。

(平16教委規則8・一部改正)

(使用料)

第5条の2 使用者は条例第5条に定める使用料を前納しなければならない。ただし、所長は、特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

2 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、所長は、使用者の責めに帰することができない理由により少年自然の家を使用することができなくなったと認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(平31教委規則4・追加、令元教委規則3・一部改正)

(使用料の免除)

第5条の3 条例第6条の規定により、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用料の全部を免除する。

(1) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は高等専門学校が教育課程に基づく教育活動のために使用する場合(ただし、高等専門学校の第4学年以上の者が使用する場合を除く。)

(2) 少年自然の家が主催する事業に使用する場合

2 その他教育委員会が特に必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(令元教委規則3・追加、令6教委規則5・一部改正)

(使用権譲渡の制限)

第6条 使用者は、その権利を他人に譲渡してはならない。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、条例及びこの規則並びに所長が別に定める使用規程に従わなければならない。

(使用の停止及び許可の取消し)

第8条 所長は、使用者が次の各号の一に該当するとき、使用の停止又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) この規則に違反したとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(3) 秩序をみだすおそれがあるとき。

(4) 使用の許可をされた内容と異なる使用をしたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、少年自然の家の設置目的に反するとき。

(平16教委規則8・平31教委規則4・一部改正)

(設備設置の承認、原状回復)

第9条 使用者は、使用目的を達成するために必要な設備を設置しようとするときは、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。

2 使用者は、前項の規定による設備の使用を終わったときは、すみやかに当該設備を撤去し、原状に復さなければならない。第8条の規定による使用の停止又は許可の取消しを受けたときも同様とする。

(平31教委規則4・一部改正)

(損害の弁償)

第10条 使用者が少年自然の家の施設又は設備を損傷したときは、その損害を弁償しなければならない。

ただし、所長が不可抗力によるものと認めたときは、この限りでない。

(平31教委規則4・一部改正)

(指定管理者による管理)

第11条 条例第7条第1項の規定により同項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)に少年自然の家の管理を行わせる場合(以下「指定管理者による管理の場合」という。)における第2条第2号の規定の適用については、同号中「少年自然の家所長(以下「所長」という。)」とあるのは、「指定管理者」とし、この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該休所日について教育委員会の承認を受けなければならない。

2 指定管理者による管理の場合における第3条第1項第8号及び第3項、第4条、第5条、第7条、第8条、第9条第1項並びに第10条の規定の適用については、これらの規定中「所長」とあるのは「指定管理者」と、第4条中「使用しようとする日の30日前(日帰りにあつては15日前)」とあり、及び第5条第2項中「使用しようとする日の15日前」とあるのは「指定管理者が定める日」とする。

3 指定管理者による管理の場合における別記第1号様式及び別記第2号様式の規定の適用については、これらの規定中「新潟県少年自然の家所長」とあり、及び「所長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(令6教委規則5・追加)

(利用料金)

第12条 指定管理者による管理の場合には、第5条の2及び第5条の3の規定は適用しない。

2 指定管理者による管理の場合には、使用者は条例第9条第2項に定める利用料金を、指定管理者が定めるところにより納付しなければならない。

- 3 既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、使用者の責めに帰することができない理由により少年自然の家を使用することができなくなったと認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
- 4 条例第9条第6項の規定により、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用料金の全部を免除する。
- (1) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は高等専門学校が教育課程に基づく教育活動のために使用する場合(ただし、高等専門学校の第4学年以上の者が使用する場合を除く。)
 - (2) 少年自然の家が主催する事業に使用する場合
- 5 その他指定管理者が特に必要と認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(令6教委規則5・追加)

(指定管理者の指定の申請)

第13条 条例第10条第1項の規定による申請は、別記第3号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 少年自然の家の管理の業務に関する事業計画書
- (2) 当該法人その他の団体(以下「法人等」という。)に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (3) 当該法人等に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、新潟県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が必要と認める書類

(令6教委規則5・追加)

第3章 少年自然の家運営協議会

(運営協議会)

第14条 少年自然の家に、少年自然の家運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置くことができる。

- 2 運営協議会に関し必要な事項は、教育委員会が少年自然の家の管理運営を行う場合は教育長の承認を得て所長が、指定管理者による管理の場合はあらかじめ教育長の承認を得て指定管理者が定める。

(令6教委規則5・旧第11条繰下・一部改正)

第4章 補則

(管理の細則)

第15条 この規則に定めるもののほか、少年自然の家の管理及び運営に関し、必要な事項は、教育委員会が少年自然の家の管理運営を行う場合は教育長の承認を得て所長が、指定管理者による管理の場合はあらかじめ教育長の承認を得て指定管理者が定める。

(令6教委規則5・旧第12条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則(平成6年教委規則第7号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成8年教委規則第2号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成11年教委規則第3号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年教委規則第5号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年教委規則第8号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年教委規則第14号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年教委規則第4号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年教委規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定は、この規則の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。

附 則(令和5年教委規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規定は、この規則の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。

附 則(令和6年教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

(令5教委規則6・全改、令6教委規則5・一部改正)

年 月 日

新潟県少年自然の家所長 様

〒・住所	
団 体 名	
団体代表者名	
団体電話番号	

下記のとおり施設の使用を申込みます。

記

担当者 連絡先	氏名							勤務先	名称 (電話 — —)						
	電話	自宅							E-mail						
		携帯							FAX						
使用目的															
使用希望日	(1)	年 月 日() ~ 年 月 日()						※所員記入欄 (カヌー実施) 月 日() 午前・午後							
	(2)	年 月 日() ~ 年 月 日()													
	(3)	年 月 日() ~ 年 月 日()													
	(4)	年 月 日() ~ 年 月 日()													
	(5)	年 月 日() ~ 年 月 日()													
参加人数	学年	園児	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	引率	保護者	その他	小計	合計	
	男子														
	女子														
	合計														
宿泊方法 必要部屋数 ※引率等含	館 内	()泊	8人室		男子()部屋		女子()部屋		計()部屋						
			その他												
	キャンプ場	()泊	ドーム型テント を()張												
	常設テント	()泊	常設テントを()張												
利用施設 (利用日時)	利用日	月 日()				月 日()				月 日()					
	利用区分	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日		
	体育館														
	多目的ホール														
	大研修室														
	中研修室														
	小研修室														
	和室研修室														
	工作室														
	野外活動支援棟研修室														
使用料の 減免	☐ 教育課程に基づく教育活動(第5条の3第1項第1号又は第12条第4項第1号該当) ☐ 少年自然の家主催事業(第5条の3第1項第2号又は第12条第4項第2号該当) ☐ その他特に必要と認める場合(第5条の3第2項又は第12条第5項該当)														
	カヌー体験	☐ 希望なし	☐ 希望あり	()名 ※所バス利用の場合は64名まで											
	野外炊さん	☐ 希望なし	☐ 希望あり	実施日 ()日目 ()日目											
実施活動	キャンプファイア キャンドルファイア	☐ 希望なし	☐ 希望あり	①キャンプファイア(雨天:キャンドルファイア) ②キャンプファイアのみ(雨天:中止) ③キャンドルファイアのみ											
	その他	☐ 希望なし	☐ 希望あり	(希望する活動)											
備考															

※使用を許可された団体には、別に所長が定める「使用計画書」、「食事等申込書」等の書類の提出を依頼します。

第2号様式(第5条関係)

(令5教委規則6・全改)

年 月 日

様

新潟県少年自然の家所長

使 用 許 可 書

申込みのありました施設使用について下記のとおり許可します。

記

団 体 名				
使 用 期 間	年 月 日()から 年 月 日()まで (泊 日)			
宿 泊 態 様				
使 用 人 数	名			
使 用 料	宿 泊 室	学齢に達しない者	のべ 人分	円
		小学生及び中学生	のべ 人分	円
		高 校 生 等	のべ 人分	円
		そ の 他	のべ 人分	円
	体 育 館	午 前	日分	円
		午 後	日分	円
		夜 間	日分	円
		全 日	日分	円
	多 目 的 ホ ー ル	午 前	日分	円
		午 後	日分	円
		夜 間	日分	円
		全 日	日分	円
	大 研 修 室	午 前	日分	円
		午 後	日分	円
		夜 間	日分	円
		全 日	日分	円
	中 研 修 室	午 前	日分	円
		午 後	日分	円
		夜 間	日分	円
		全 日	日分	円

使 用 料	小 研 修 室	午 前	日分	円
		午 後	日分	円
		夜 間	日分	円
		全 日	日分	円
	和 室 研 修 室	午 前	日分	円
		午 後	日分	円
		夜 間	日分	円
		全 日	日分	円
	工 作 室	午 前	日分	円
		午 後	日分	円
		夜 間	日分	円
		全 日	日分	円
	野 外 活 動 支 援 棟 研 修 室	午 前	日分	円
		午 後	日分	円
		夜 間	日分	円
		全 日	日分	円
	キ ャ ン プ 場	学 齡 に 達 し な い 者	の べ 人 分	円
		小 学 生 及 び 中 学 生	の べ 人 分	円
高 校 生 等		の べ 人 分	円	
そ の 他		の べ 人 分	円	
常 設 テ ン ト		の べ 張 分	円	
合 計			円	
使用の条件				
備考 貴団体のカヌー実施日は、 年 月 日()の_____です。				

※上記以外の施設使用に必要な事項は、別に所長が定める様式(使用計画書、食事等申込書等)により提出してください。

第3号様式(第13条関係)

(令6教委規則5・追加)

第3号様式(第13条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

新潟県教育委員会 様

主たる事務所の所在地
申請者 団体の名称
代表者の氏名

新潟県少年自然の家の指定管理者の指定を受けたいので、新潟県少年自然の家条例第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
- 4 その他教育長が必要と認める書類

新潟県少年自然の家 使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟県少年自然の家管理規則（昭和48年新潟県教育委員会規則第13号。以下「規則」という。）第15条の規定に基づき、指定管理者（株式会社サンアメニティ）が新潟県少年自然の家（以下、「少年自然の家」という。）の管理運営に必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 規則第3条第1項第2号及び第4号に定める青少年団体とは、25歳以下の者が全体の半数以上を占める団体をいう。

2 規則第3条第3項に定める団体は、次の構成員からなるものをいう。

- (1) 26歳以上の者が過半数を占める団体の構成員
- (2) 企業等の一般団体のために行われる職員研修の受講者

(使用申込み)

第3条 使用申込みに関する問合せ及び予約の受付時間は原則として、午前9時から午後5時までとする。

2 少年自然の家所長（以下「所長」という。）は、必要があると認めるときは、前条に定める期限にかかわらず使用の申込みを受理及び許可することができる。

(使用許可の基準)

第4条 規則第11条で読み替える規則第4条に定める使用の許可は、使用申込書を受理した順序によってするものとする。ただし、同一の日の使用について2以上の使用申込書が同時に提出されたときは、原則として所長が定める方法により調整を行った順に許可する。

(使用許可書の提示)

第5条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、少年自然の家を使用するときは、規則第11条で読み替える規則第5条に定める使用許可書を所長に提示しなければならない。

(使用者の遵守すべき事項)

第6条 使用者は、所長が別に定める利用の手引きを遵守しなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、所長の指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。



新潟県少年自然の家

〒 959-2602 新潟県胎内市乙 1503 番地 166

TEL : 0254-46-2224 / FAX : 0254-46-3070

URL : <https://niigata-shounensizen.jp/>

